

運送の種類	事務所	自家用有償旅客運送自動車の数						
		寝台車 (軽自動車)	車いす車 (軽自動車)	乗用車 (軽自動車)	回転式 シート車 (軽自動車)	セダン等 (軽自動車)	バス	合計 (軽自動車)
		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()

（自動車点検基準の一部改正）

第二節 自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 車両総重量八トン以上の自家用自動車

二 車両総重量八トン未満で乗車定員十一人以上の自家用自動車

第三条第一項第三号中「道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十二条」を「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 法第六十一条第二項第二号に規定する自家用乗用自動車

二 患者の輸送の用に供する車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車（人の運送の用に供する三輪のものを除く。）

3 法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（前項に規定するものを除く。）

二 道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車

三 貨物の運送の用に供する自家用普通自動車及び小型自動車

四 専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車

五 自家用小型二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）

六 自家用三輪自動車

七 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車及び小型自動車

八 自家用大型特殊自動車

九 自家用検査対象外軽自動車

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第三条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第二号中「第八十条第二項の規定に基づく貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し」を「第八十条第一項」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

3 法第六十一条第二項第二号の国土交通省令で定める人の運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 車両総重量八トン以上の自家用自動車

二 乗車定員十一人以上の自家用自動車

三 道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車

四 専ら幼児の運送を目的とする自家用自動車

五 自家用三輪自動車

六 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用自動車

七 自家用大型特殊自動車

（自動車道事業規則の一部改正）

第四条 自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「道路運送事業者」を「道路運送事業者、自家用有償旅客運送事業者」及び「道路運送事業者」を「道路運送事業者、自家用有償旅客運送の業務」に「一」を「いずれかに」に「(7)」を「(9)」に「(第38条の2)」を「(第98条の3)」に改める。

（自動車事故報告規則の一部改正）

第五条 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条第一項中「及び特定第二種貨物利用運送事業者」を「特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者」に改め、「（自家用自動車）」の下に「（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く）」を加える。

（道路交通事業抵当法施行規則の一部改正）

第六条 道路交通事業抵当法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号中「第六条第一項第七号、第八号、第九号若しくは第十号」を「第六条第一項第六号、第七号、第八号若しくは第九号」に改める。

（自動車運送事業等監査規則の一部改正）

第七条 自動車運送事業等監査規則（昭和三十年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「許可」の下に「登録」を加える。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第八条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「当該営業所」を「路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、当該営業所」に改め、同項第三号中「前号」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、前号」に改め、同項に次の二号を加える。

四 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が、発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合にあつては、当該発車時刻又は到着時刻

五 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

第五条第二項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第七条第二項中「（一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）」を削る。

第九条第二項中「少くとも」を「少なくとも」に、「運行系統」を「通用区間」に改める。

第十二条中「同条第二項第三号」を「第二項第三号」に改め、「発車時刻」の下に「又は同条第一項第十四号若しくは第五号の規定により営業所に掲示した発車時刻」を加える。

第十四条第五号中「当該運行系統」の下に「又は運送の区間」を、「他の運行系統」の下に「若しくは運送の区間」を加える。